

各位

全5ページ

登録速報(2025-111)

2025年6月25日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2025年6月25日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第16225号

名称：クミアイナブ乳剤

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項について次のとおり変更する。

- 作物名「そば」及び「かんしょ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- 作物名「樹木等」に使用時期「雑草生育期（草丈30cm）」を追加する。

変更後の適用表（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の使用回数	使用方法	セキゾムを含む農薬の総使用回数	
				薬量	希釈水量				
かんしょ	-	一年生 イネ科雑草 (スズメノカタビラを除く)	雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで	150～ 200mL/10a	100～ 150L/10a	1回	雑草茎葉 散布又は 全面散布	1回	
			雑草生育期 イネ科雑草6～8葉期 但し収穫30日前まで	200mL/10a	100L/10a				
			雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで	150～ 200mL/10a	0.8～ 1.6L/10a		無人 航空機 による 散布		
			雑草生育期 イネ科雑草6～8葉期 但し収穫30日前まで	200mL/10a					
雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで			150～ 200mL/10a	通常散布 50～ 150L/10a 少量散布 25～ 50L/10a					雑草茎葉 散布又は 全面散布
雑草生育期 イネ科雑草6～8葉期 但し収穫30日前まで			200mL/10a						
雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで			150～ 200mL/10a						
そば			雑草生育期 イネ科雑草6～8葉期 但し収穫30日前まで	200mL/10a					
			雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで	150～ 200mL/10a	通常散布 50～ 150L/10a 少量散布 25～ 50L/10a		雑草茎葉 散布又は 全面散布		
			雑草生育期 イネ科雑草6～8葉期 但し収穫30日前まで	200mL/10a					
	雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期 但し収穫30日前まで	150～ 200mL/10a							
樹木等	公園 庭園 堤とう、 駐車場 道路 運動場 宅地等	一年生 イネ科雑草 (スズメノカタビラを除く)	雑草生育期 イネ科雑草3～5葉期	150～ 400mL/10a	100～ 200L/10a	3回以内	植栽地を 除く樹木 等の周辺 地に雑草 茎葉散布	3回以内	
			雑草生育期 (草丈30cm)	200～ 400mL/10a					
		スギ カヤ	雑草生育期 (草丈40cm)	500～ 1000mL/10a	150～ 200L/10a		植栽地を 除く樹木 等の周辺 地に局所 散布		

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- (1) 農薬登録申請書第8項に(5)及び(7)として以下の注意事項を追加し、以降番号を順次繰り下げ別紙1のとおりとする。

追加する注意事項

- (5) 周辺のイネ科作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、注意して散布すること。
- (7) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
- ① 散布は散布機種¹の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布終了後は機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
また、使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ⑤ そばに対して使用する場合には、葉に薬斑が生じるため高温時の散布をさけること。
 - ⑥ 散布予定のほ場周辺にイネ科作物が栽培されている場合は、薬害を生じるおそれがあるので、無人航空機による本剤の散布は行わないこと。

(2) 農薬登録申請書第9項について次のとおり変更する。

- 現行の(2)を次のとおり変更する。

変更前

- (2) 原液は皮膚に対して刺激性があるので、皮膚に付着しないように注意すること。
万一付着した場合には石けんでよく洗い落とすこと。

変更後

- (2) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。

- 現行の(3)を次のとおり変更する。

変更前

- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用して散布液を吸い込んだり、浴びたりしないよう注意すること。
作業後は手足、顔など皮膚の露出部を石けんでよく洗い、うがいをする。

変更後

- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをする。

- (2)として次の注意事項を追加し、以降番号を順次繰り下げる。

追加する注意事項

- (2) 原液は眼に対して刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。また散布液も眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 雑草茎葉にかかるよう、まきむらのないようにより均一に散布すること。
- (3) 広葉雑草およびカヤツリグサ科には効果が期待できないので、イネ科雑草優占圃場で使用すること。なお広葉雑草などが混在する場合は、これらの雑草に有効な除草剤との体系で使用する。
- (4) 遅効的であり、イネ科雑草を完全に枯殺するまでに7～10日を要するので、誤ってまき直しなどしないように注意すること。
- (5) 周辺のイネ科作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、注意して散布すること。
- (6) そば、だいず及びてんさいについて、10アール当りの使用液量を25～50Lで散布する場合、少水量散布に適合したノズルを使用すること。
- (7) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布終了後は機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
また、使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ⑤ そばに対して使用する場合には、葉に薬斑が生じるため高温時の散布をさけること。
 - ⑥ 散布予定のほ場周辺にイネ科作物が栽培されている場合は、薬害を生じるおそれがあるので、無人航空機による本剤の散布は行わないこと。
- (8) 散布器具、容器の洗浄水及び残りの薬液は河川等に流さず、容器は環境に影響を与えないよう適切に処理すること。
- (9) 公園、堤とう等で使用する場合、特に以下のことに注意すること。
 - ① 激しい降雨の予想される場合は使用をさけること。
 - ② 散布薬液の飛散、あるいは本剤の流出によって有用植物に薬害が生じることをのしないよう十分注意して散布すること。
 - ③ 水源池、養魚池等に本剤が飛散、流入しないよう十分に注意すること。
- (10) 本剤は自動車などの塗装面に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (11) 本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意すること。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 通常の使用方法では危険性は低い~~が~~、誤飲などのないように注意すること。
- (2) 原液は眼に対して刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。また散布液も眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをする。
- (5) 公園、堤とう等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。
- (6) 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管すること。

以上